

平成 27 年 6 月 8 日

国際会計基準審議会 御中

公開草案「負債の分類-IAS 第 1 号の修正案」に対するコメント

全般的なコメント

1. 当委員会は、国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案「負債の分類 - IAS 第 1 号の修正案」(以下「本 ED」という。) に対してコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、負債を適切に分類することは、利用者が財務諸表を利用して、企業の流動性を評価し、企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見込みを評価するうえで極めて重要と考えており、IAS 第 1 号の要求事項を明確化しようとする IASB の取組みを支持する。
3. しかし、我々は、IASB が、次の項目について、基準の本文または結論の根拠において一層の明確化を行うことを提案する。
 - (1) 本 ED の第 69 項(d)において「無条件の(unconditional)」という文言を削除した理由
 - (2) 「借換え(refinance)」という用語と「ロールオーバー(roll-over)」という用語との間で意図している差異
 - (3) 本 ED の第 72R 項(a)において「見込んでおり(expect)」という文言を用いない意図

本 ED の第 69 項(d)において「無条件の」という文言を削除した理由

4. 本 ED では、現行の IAS 第 1 号の第 69 項(d)の「無条件の権利」という用語から「無条件の」という文言が削除されており、権利が条件付きか無条件かに関わらず、企業が報告期間の末日後少なくとも 12 か月にわたり負債の決済を延期するための「権利」を報告期間の末日現在で有していない場合、企業が負債を流動負債に分類することを要求する旨を提案しているように見受けられる。これによると、条件付きの権利がある場合に、当該権利が行使される可能性がほとんどない場合でも、企業は負債を非流動に分類しなければならないという解釈がなされる可能性がある。しかし、IASB によるこれまでの審議を考慮すると、我々は、こうした解釈は IASB の意図と反しているのではないかと考えている。
5. このため、我々は、作成者及び監査人が提案されている要求事項をより適切に理解することができるよう、IASB が追加的な説明または設例を提供し、提案されている変更の意図を明確化することを提案する。

「借換え」という用語と「ロールオーバー」という用語との間で意図している差異

6. 本 ED の第 72R 項(a)では、「借換え」という文言が削除されており、キャッシュ・アウト

フローを伴うものの、報告期間の末日後少なくとも 12 か月にわたり負債の返済を実質的に延期するような債務の「借換え」を行う権利を有している場合でも、企業が負債を非流動に分類することを禁止しているように見受けられる。我々が本 ED の提案を検討した際、ロールオーバーと借換えは経済的な意味において実質的に同等であるという理由から、「ロールオーバー」を行う権利と「借換え」を行う権利について異なる取扱いとすることについて疑問が示された。また、「ロールオーバー」という用語と「借換え」という用語の差異は微妙なものであるため、これらについて広く理解されているかについても疑問が示された。

7. このため、我々は、IASB がこれらの用語によってどのような差異が意図されているかについて説明を行うとともに、「ロールオーバー」を行う権利と「借換え」を行う権利について異なる処理を適用すべきか、また、その場合における理由について、より詳細な説明を行うことを提案する。

「見込んでおり」という文言を用いない意図

8. 本 ED の第 72R 項(a)では、企業が既存の融資枠の下で報告期間の末日後少なくとも 12 か月にわたり債務を「ロールオーバー」する権利を有している場合、負債を非流動に分類しなければならないとされている。
9. 我々は、関係者と議論を行った際、一定のプログラムの下で発行する短期社債（例えば、コマーシャル・ペーパー）の期末残高について、当該プログラムで定められた取決めや条項を考慮に入れると報告期間の末日後少なくとも 12 か月にわたりロールオーバーすると合理的に見込まれる金額に限って、非流動に分類する実務があるという旨を聴取した。これは、プログラムの取決めや条項によって、負債をロールオーバーする権利が企業に与えられるものの、企業は報告期間の末日において残高の全額をロールオーバーすることを必ずしも見込んでいないためである。
10. 他方、本 ED の第 72R 項(a)において「見込んでおり(expect)」という文言が削除されたことによって、IASB がこうした実務を変更することを意図しているのかどうか、また、その場合、どのような変更を意図しているのかについて、十分に明確ではない。このため、我々は、同項について一層の明確化を行うことを提案する。
11. 本 ED における個別の質問に対する回答については、本コメントレターの別紙をご参照いただきたい。

我々のコメントが、IASB の再審議に貢献することを期待する。

企業会計基準委員会 常勤委員

関 口 智 和

本公開草案における個別の質問への回答

質問 1——報告期間の末日現在の企業の権利に基づく分類

IASB は、負債を流動又は非流動のいずれに分類するのかは、報告期間の末日現在で存在している権利を基礎とする旨を明確化している。これを明確にするため、IASB は次のことを提案している。

- (a) 基準の第 73 項における「裁量権」を「権利」に置き換えて、基準の第 69 項(d)の要求事項に合わせる。
- (b) 基準の第 69 項(d)及び第 73 項において、報告期間の末日現在で存在している権利だけが負債のこうした分類に影響を与えるべきであることを明示する。
- (c) 基準の第 69 項(d)から「無条件の」を削除して、「無条件の権利」を「権利」に置き換える。

この修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

12. 本コメントレターの第 3 項から第 10 項に記述した提案を除き、我々は、明確化を行う提案に同意する。

質問 2——決済と資源の流出との関連付け

IASB は、基準の第 69 項に、決済とは「相手方への現金、資本性金融商品、その他の資産又はサービスの移転を指す」という旨を追加することによって、負債の決済と企業からの資源の流出との間の関連付けを明確化することも提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

13. 本 ED における提案のとおり、負債の決済は企業からの資源の流出を伴うほか、そのような流出は（現金の流出だけではなく）さまざまな形態をとり得る。このため、我々は明確化を行う提案に同意する。

質問 3——経過措置

IASB は、本修正案を遡及適用すべきであると提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

14. 企業が提案されている基準を遡及的な方法で適用する場合に所謂「後知恵」は必要とされないことから、我々は本提案を遡及的に適用することを要求する提案に同意する。